

昭和大学医学部附属看護専門学校履修要項

目的

第1条 看護専門学校における履修内容、成績評価、進級、卒業等に関することは、この履修要項によつて定める。

単位・授業時間

第2条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもつて1単位とする。
講義及び演習の時間は以下のとおりとする。単位を計算する上での1時間は45分とし、1時間は2時間(90分)と換算する。5時間目を行うことがある。ただし、1時間と換算する。
- | | |
|------|-------------|
| 1時間目 | 9:00～10:30 |
| 2時間目 | 10:40～12:10 |
| 3時間目 | 13:00～14:30 |
| 4時間目 | 14:40～16:10 |
| 5時間目 | 16:20～17:10 |
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもつて1単位とする。臨地実習は1時間を60分とし、実習時間は1日8時間とする。
- (3) 講義、演習、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により授業科目を行う場合については、その組み合わせに応じ、前項(2)に規定する基準により算定した時間の授業をもつて1単位とする。
- 2 教育課程における科目別単位数及び科目別時間数は、別表1(2020年度以降入学生)、55・56回生 教育内容・科目・単位数(2019年度以前入学生)のとおりとする。

既修得単位の認定

第3条 この規則は、昭和大学医学部附属看護専門学校学則第24条の規定に基づき、既修得単位の認定に必要な事項を定める。

- 2 大学卒業者(短大含む)または社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者で本校に入学した学生に対して教育上有益と認めるときは、「基礎分野」の科目において修得したものとして認定することができる。ただし、認定単位数の上限は14単位とする。
- 3 既修得単位の認定を受けようとする者は、単位認定申請書(別紙様式)に単位修得を証明する書類を添えて、所定の期日までに校長に届出なければならない。
- 4 既修得単位の認定は、運営委員会の議を経て校長が行う。
- 5 認定した当該授業科目の成績評価は「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に記載し、本人に通知する。

授業科目・演習等

第4条 看護専門学校各学年において履修科目、単位数及び配当年次は第2条2のとおりとする。

2 看護専門学校各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法で行う。

第5条 原則として、各科目の総時間数の2/3以上出席しなければその科目は、評価しない。

第6条 総合学習の履修資格を次のとおりとする。

- (1) 不合格科目（講義・演習及び臨地実習）がない者
- (2) 授業時間数の2/3以上出席した者

第7条 遅刻・欠課・欠席する場合は、本人が学校（事務課）に電話連絡をする。ただし、試験当日は教員に連絡する。

2 遅刻・早退・欠課・欠席をした場合は、「遅刻・早退・欠課届」または、「欠席届」を速やかに事務課に届出なければならない。

3 病気その他やむを得ない事由で5日以上欠席した場合は、その事由を証明する書類を「欠席届」に添付して事務課に届出なければならない。なお、10日以上引き続いて欠席した者は、「長期欠席届」を事務課に届出なければならない。

4 遅刻・早退・体調不良により授業を一時的に退席した場合は、以下のとおりとする。

- (1) 15分以上45分未満 — 欠課（1時間）
- (2) 45分以上 — 欠課（2時間）

5 15分以上45分未満の交通機関の遅れ等の場合は、「遅刻・早退・欠課届」に遅延証明書を添付して事務課に届出なければならない。この場合は遅刻として取り扱わない。

6 交通機関の遅れ等の場合でも授業に15分未満、または45分以上遅れた場合には、本条第4項を適用する。

実習

第8条 原則として、各科目の総時間数の4/5以上出席を満たなければその科目は評価しない。

2 評価は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問等をもとに総合して判定する。

第9条 追実習は、以下の基準に基づいて行う。

- (1) 病気（学校保健安全法指定による感染症を含む）や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引きなどやむを得ない理由により当該科目の実習総時間の4/5以上の出席に満たなかった者に対して、所定の追実習を行う。原則として追実習の追実習は行わない。第19条(1)の事由、添付書類と同様とする。
- (2) 追実習は、実習、再実習、それぞれの実習終了後、所定の期間に1回行う。
- (3) 追実習の履修者は、指定された期日までに追実習願を事務課に提出しなければならない。なお、追実習の履修者には追実習料を課す。
- (4) 追実習の成績はその得点の80%とする。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症や忌引きで欠席した場合の追実習の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の90%とする。

第10条 再実習は以下の基準に基づいて行う。

- (1) 実習、追実習の結果、不合格となった者に対して所定の期間に再実習を1回行う。
- (2) 再実習の履修者は、指定された期日までに再実習願を事務課に提出しなければならない。なお、再実習の履修者には再実習料を課す。
- (3) 再実習の結果、合格した者の成績は60点とする。

第11条 履修資格を次のとおりとする。

- (2学年) 基礎看護学実習Ⅱ及び老年看護学実習Ⅰに合格した者には、成人看護学実習Ⅰの履修資格を与える。

- (3学年) 専門分野Ⅱ及び在宅看護論実習に合格した者には、統合実習の履修資格を与える。

第12条 遅刻・欠席する場合は、本人が実習場所並びに学校に電話連絡をし、担当教員に報告する。

2 遅刻・早退・欠席をした場合は、「遅刻・早退・欠課届」または、「欠席届」を速やかに事務課に届出なければならない。

- 3 病気その他やむを得ない事由で5日以上欠席した場合は、その事由を証明する書類を「欠席届」に添付して事務課に届出なければならない。ただし、欠席日数のいかんを問わず、学校が必要と判断した場合は、欠席の事由を証明する書類を「欠席届」に添付して届出なければならない。なお、10日以上引き続いて欠席した場合は、「長期欠席届」を届出なければならない。
- 4 遅刻・早退の場合は、以下のとおりとする。
- (1) 60分未満 — 遅刻・早退
 - (2) 60分以上 — 欠席
- 5 15分以上60分未満の交通機関の遅れ等の場合は、遅延証明書を実習担当教員に届出なければならない。この場合は遅刻として取り扱わない。
- 6 交通機関の遅れ等の場合でも15分未満、または60分以上遅れた場合には、本条第4項を適用する。

試験等

- 第13条 試験は、終講試験、臨時試験、定期試験、総合試験（2020年度以降入学生は卒業試験）、追試験、再試験がある。
- 2 受験資格は、科目の授業時間数の2/3以上出席した者に与える。
- 第14条 試験方法は、筆記・実技試験・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 第15条 正当な理由なくして、試験を受験しなかった者あるいは、追試験を受験しなかったものは、当該試験の評点を0点とする。
- 第16条 終講試験は、以下の基準に基づいて行う。
- (1) 科目の終了時に行う。
 - (2) 終講試験は、シラバスに記載された日程、または指定された日程で実施する。
- 第17条 臨時試験（小テスト等）は以下の基準に基づいて行う。
- (1) 終講試験以外に、授業中、あるいは特定な時間を設けて臨時試験を行う場合がある。
 - (2) 臨時試験の得点は、科目の成績の一部となる。
- 第18条 定期試験は、各学期末（9月、2月）に行う。
- 第19条 追試験は以下の基準に基づいて行う。
- (1) 病気（学校保健安全法指定による感染症等を含む）や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引き等やむを得ない理由により試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の受験者は、速やかに欠席届に理由を明記し、追試験願及び以下の添付書類と共に学年担当教員に提出しなければならない。提出のない場合や添付書類がない場合は、追試験の受験資格を与えない。この理由により試験を欠席した者には、追試験の受験を許可する。原則として追試験の追試験は行わない。

事由	添付書類
①病気、けが	①試験当日の欠席理由が判断できる診断書
②忌引（日数は休日含む） <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者及び1親等（父母、子） <ul style="list-style-type: none"> …連續5日以内 ● 2親等（祖父母、兄弟姉妹等） <ul style="list-style-type: none"> …連續3日以内 	②忌引を証明するものもしくは保証人（又は保証人に準ずる者）の証明書
③その他やむを得ない事由	③やむを得ない事由を証明する書類

- (2) 追試験は、速やかに実施し、所定の期日に1回行う。
- (3) 追試験の受験者は、追試験願に事務手数料を添えて、指定された期日までに、事務課に提出しなければならない。提出がない場合は、原則として受験資格を喪失する。
- (4) 追試験の成績は、その得点の80%とする。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症や忌引きで欠席した場合の試験の得点はその得点とする。最高得点は各科目の90%とする。

第20条 再試験は以下の基準に基づいて行う。

- (1) 再試験は、終講試験、定期試験、総合試験（2020年度以降入学生は卒業試験）の結果、不合格となったものに対して所定の期日で1回行う。
- (2) 再試験の受験者は、再試験願に事務手数料を添えて指定された期日までに、事務課に提出しなければならない。提出がない場合は、原則として受験資格を喪失する。
- (3) 再試験の結果、合格した者の成績は、60点とする。

第21条 総合試験（2020年度以降入学生は卒業試験）は以下の基準に基づいて行う。

- (1) 総合試験（卒業試験）は、原則として履修すべき科目のすべてに合格した者に対して行う。

成績等

第22条 全ての科目の成績は100点満点とし、次の表の基準に基づいて行う。ただし、総合試験（卒業試験）は、67%以上を合格とし、音楽においては合・否での判定とする。

成績	点数	合・否
A	80点以上	合格
B	70～79点	
C	60～69点	
D	59点以下	不合格

進級等

第23条（第1学年・第2学年）

当該学年において履修すべき全科目を合格した者は、単位が認められ、進級することができる。

2 再実習の結果、実習科目の不合格者は、留年とする。

第24条（第3学年）

当該学年において履修すべき全科目、及び総合試験（卒業試験）に合格しなければならない。

2 再実習の結果、実習科目の不合格者は、留年とする。

第25条（全学年）

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがないものとする。なお、休学した者は、休学期間を含め1学年3年以内とし、通算して5年を越え在籍することはできない。

2 留年者は、当該学年の全科目を再度履修しなければならない。

3 休学の期間は修業年限に算入する。

4 休学した者が復学する場合は、当該学年の全科目を再履修しなければならない。

卒業

第26条 学則の定める所定の単位を修得し、総合試験（卒業試験）に合格した者を卒業とする。

その他

第 27 条 進級及び卒業決定等の重要事項並びに特例に関しては、教育委員会の審議を経て、校長が決定する。

附則

1. 学則及び履修要項に定められていない事項は、教員会の議を経て、校長が定める。
2. この要項の変更は、教員会の議を経て、校長が行う。
3. この要項は、平成 9 年 4 月 1 日より適用する。
4. この要項は、平成 11 年度入学生より適用する。
5. この要項は、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。
6. この要項は、平成 13 年 4 月 1 日より適用する。
7. この要項は、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。
8. この要項は、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。
9. この要項は、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
10. この要項は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
11. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
12. この要項は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。
13. この要項は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
14. この要項は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。
15. この要項は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。
16. この要項は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
17. 学則及び履修要項に定められていない事項は、教育委員会の議を経て、校長が定める。
18. この要項の変更は、教育委員会の議を経て、校長が行う。
19. この要項は、令和 2 年 4 月 1 日による適用する。